

2020年6月11日
富国生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（保険料払込猶予期間の追加延長）

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対し、以下のお取扱いを実施いたします。

○保険料払込猶予期間の追加延長

保険料をお払込中のご契約でお払込が困難な場合、お申出により保険料のお払込を猶予する期間を最長6ヵ月まで（2020年9月30日まで）延長しておりますが、この払込猶予期間を最長13ヵ月まで（2021年4月30日まで）延長いたします。

※既に保険料払込猶予期間の延長措置を適用しているご契約につきましては、追加延長について特別な手続は必要なく自動的に適用されます。

上記につきまして、ご不明な点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

<p>【問い合わせ先】 フコク生命お客さまセンター 電話：0120-259-817 【受付時間】 平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）</p>

以 上